

京都市告示第 98 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 20 年 8 月 12 日付けで認可した上梅ノ木町北部町内会の代表者及び主たる事務所の変更の届出、平成 5 年 11 月 18 日付けで認可した鳥居本町自治会の代表者の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 5 月 12 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会	山下 巖	堀 幸男
鳥居本町自治会	新納 哲	加藤 正男

2 代表者の住所

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会	京都市北区紫竹上梅ノ木町 39 番地の 1	京都市北区小山上初音町 31 番地
鳥居本町自治会	京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町 5 番地の 10	京都市右京区嵯峨鳥居本小坂町 4 番地の 1

3 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会	京都市北区紫竹上梅ノ木町 39 番地の 1	京都市北区小山上初音町 31 番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)